

埼玉県カスタマーハラスメント防止対策に関する 専門委員会(第1回)

令和7年1月14日(火)

埼玉県産業労働部

次 第

- 1 開会
- 2 埼玉県産業労働部長 挨拶
- 3 委員長互選
- 4 委員長挨拶
- 5 議題
 カスタマーハラスメント防止対策について
- 6 閉会

資料一覧

- 1 カスタマーハラスメントの状況（資料1）
- 2 国の動向、他自治体の動向（資料2）
- 3 県内におけるカスタマーハラスメントの状況（資料3）
- 4 本県の取組（資料4）
- 5 本日特に御助言をいただきたい事項（資料5）

- 1 カスタマーハラスメントの状況（資料1）
- 2 国の動向、他自治体の動向（資料2）
- 3 県内におけるカスタマーハラスメントの状況（資料3）
- 4 本県の取組（資料4）
- 5 本日特に御助言をいただきたい事項（資料5）

カスタマーハラスメントの状況 ①

資料1

令和5年度 職場のハラスメントに関する実態調査（厚生労働省）

令和2年度に実施した職場のハラスメントに関する実態調査から3年が経過し、ハラスメントの対策に取り組む企業やハラスメントを受けている労働者の状況も変化していると考えられることから、全国の企業と労働者等を対象に実施

- ・調査実施期間 2023年12月1日～12月29日
- ・調査対象 全国の従業員30人以上の企業・団体
- ・発送件数 25,000件
- ・有効回答数 7,780件(有効回答率31.1%)

ハラスメントの発生状況(企業調査)

顧客等からの著しい迷惑行為について、
過去3年間に相談があったと回答した企業割合については、令和5年度は27.9%。
3年前の令和2年度に比べると、8.4ポイント増。

(令和5年度) 顧客等からの著しい迷惑行為
(n=7775)
(令和2年度) 顧客等からの著しい迷惑行為
(n=6365)



■ ハラスメントに関する相談がある
■ ハラスメントに関する相談はない
■ ハラスメントに関する相談の有無を把握していない
※対象：調査に回答した全ての企業（無回答、無効回答を除く）

カスタマーハラスメントの状況 ②

資料1

令和5年度 職場のハラスメントに関する実態調査（厚生労働省）

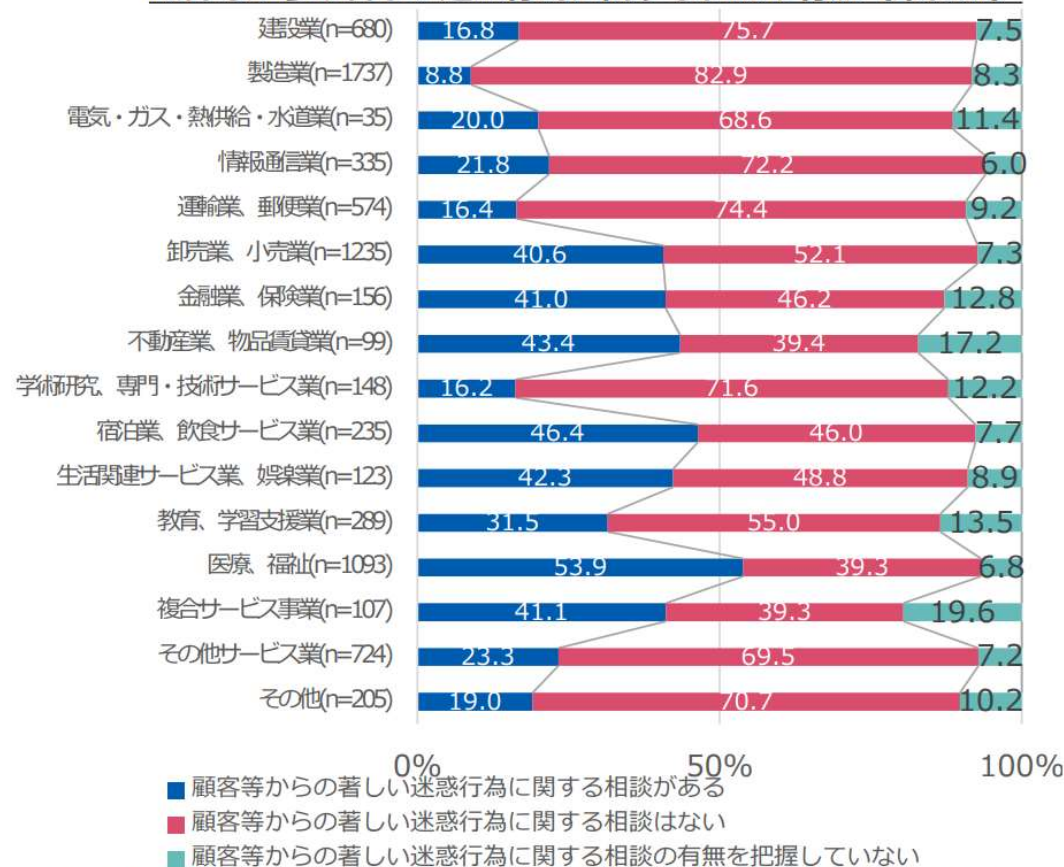
過去3年間の顧客等からの著しい迷惑行為に関する業種別の特徴(企業調査)

企業調査における相談件数の有無について、
最も高い業種は「医療、福祉」(53.9%)

次いで、

「宿泊業、飲食サービス業」(46.4%)、
「不動産業、物品賃貸業」(43.4%)、
「生活関連サービス業、娯楽業」(42.3%)
となっている。

顧客等からの著しい迷惑行為に関する相談の有無（業種別）



※調査対象：調査に回答した全ての企業（無回答・無効回答を除く）(n=7,775)

- 1 カスタマーハラスメントの状況（資料1）
- 2 国の動向、他自治体の動向（資料2）
- 3 県内におけるカスタマーハラスメントの状況（資料3）
- 4 本県の取組（資料4）
- 5 本日特に御助言をいただきたい事項（資料5）

国の動向

資料2

閣議決定(R6.6.21)

経済財政運営と改革の基本方針2024
(骨太の方針)

「カスタマーハラスメントを含む職場におけるハラスメントについて、法的措置も視野に入れ、対策を強化する。」との一文が入る。

検討会

検討概要

※報告書(R6.8.8)抜粋

雇用の分野における
女性活躍推進に関する検討会
(厚生労働省)

- ・ 企業横断的に取組が進むよう、対策強化が必要
- ・ 労働者保護の観点から事業主の雇用管理上の措置義務とすることが適当
- ・ 定義については、社会全体で幅広く受け入れられるものの検討が適当であり、3つの要素*のいずれも満たすものとして検討すべき
- ・ 業界団体等や業所管官庁との協力・連携が必要

* 3つの要素

- (1) 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行うこと
- (2) 社会通念上相当な範囲を超えた言動であること
- (3) 労働者の就業環境が害されること

厚生労働大臣の諮問機関である「労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)」において検討 第71回(9/13)～第79回(12/26)

主な方針

- 雇用管理上の措置義務の創設⇒事業主の雇用管理上の措置義務とすることが適当
- カスタマーハラスメントの定義 ⇒3つの要素を満たすものとし、指針等で示すことが適当
- 指針等において示すべき事項
⇒社会通念上相当な範囲で行われたものはカスタマーハラスメントに当たらないことを留意
- カスタマーハラスメントの防止に向けた周知・啓発
⇒国は、消費者教育施策と連携を図りつつ、カスタマーハラスメントは許されないものである旨の周知・啓発を行うことが適当

⇒ 関連法改正案の検討を進め、2025年の通常国会での提出(令和7年3月見込)を目指している

他自治体の動向 ①

資料2

東京都の動き

令和6年10月4日「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が制定（全国初／令和7年4月1日から施行）

- 罰則なし
- 「ガイドライン(指針)」で、条例の考え方や運用の在り方を規定
- 「各団体共通マニュアル」で、業界団体が定めるマニュアルの共通事項や策定上のポイント等を規定

北海道の動き

令和6年11月26日「北海道カスタマーハラスメント防止条例」が制定（全国2例目／令和7年4月1日から施行）

- 罰則なし
- カスハラへの適切な対処方法、カスハラの実例、その他の必要な事項を定めた指針を作成
- 道、市町村、事業者、関係機関その他関係者により構成される北海道カスタマーハラスメント対策推進協議会を設置

桑名市(三重県)の動き

令和6年12月25日「桑名市カスタマーハラスメント防止条例」が制定
（全国初の制裁措置を盛り込んだ条例案／令和7年4月1日から施行）

- 有識者・学識経験者で構成される専門機関が、カスハラに該当すると判断した場合は、行為者に対し警告し、それでも状況が改善されなければ氏名を公表
- 市が事業者・従業員向けに相談窓口を設置

他自治体の動向 ②

資料2

その他の自治体の動き

※令和6年12月時点(聞き取り)

自治体名	検討状況	条例化を検討する理由	罰則規定の有無	条例制定の時期
群馬県	・外部有識者会議を2回(11月、12月)開催済み ・第2回外部有識者会議にてカスタマーハラスメントの素案を提出 ・12月中にパブリックコメントを実施する予定	顧客等の豊かな消費生活・就業者の安全及び健康の確保・事業者の安定した事業活動を実現するため	無(理念型になる見通し)	令和6年度内の条例制定をめざす(スムーズにいくれば令和7年第一回定例会議で上程)
三重県	・県による推進本部会議を1回(7月)開催済 ・有識者や関連団体等による懇話会を2回(8月、11月)開催済 ・2月に開催する第3回懇話会において、方向性をまとめる予定	・基本理念を定め、各主体の責務を明らかにするため ・施策の基本的な事項を定めるため ・カスタマーハラスメントは許されないという意識を社会全体へ広く浸透させるため	罰則を定めることも含め、懇話会にて幅広く検討中	令和7年度中の条例制定をめざす
愛知県	・有識者や関連団体、県等による協議会を、3回(6月、8月、11月)開催済 ・協議会として、条例制定が有効であるなど、意見を取りまとめ	何人も、あらゆる場所及び状況において、カスタマーハラスメントを行ってはならないということを、明確に示す必要があるため	(協議会の意見) 理念条例とし、罰則は設けない。	未定

- 1 カスタマーハラスメントの状況（資料1）
- 2 国の動向、他自治体の動向（資料2）
- 3 県内におけるカスタマーハラスメントの状況（資料3）
- 4 本県の取組（資料4）
- 5 本日特に御助言をいただきたい事項（資料5）

県内におけるカスタマーハラスメントの状況 ①

資料3

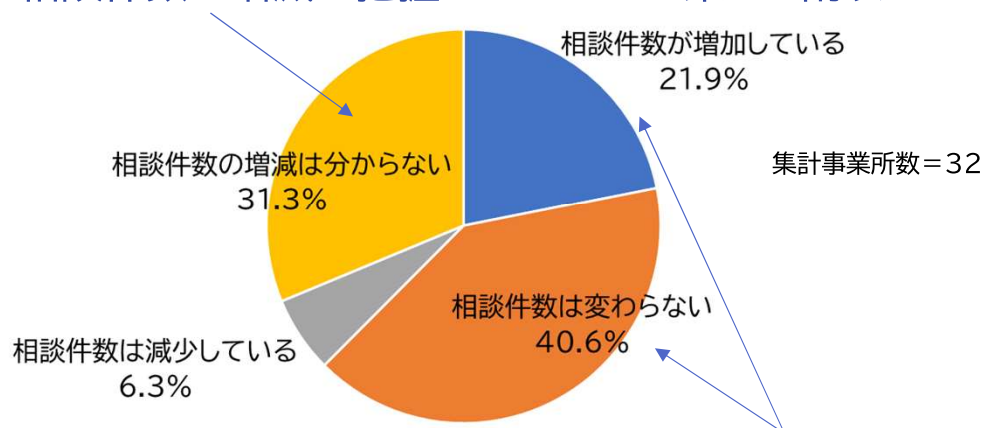
令和6年度 埼玉県就労実態調査(速報値)

県内の事業所を対象に、労働条件や職場の労働環境などを調査し、労働者の就労状況を把握するとともに、今後の県の労働施策を検討するための基礎資料とするために実施

- ・ 調査時点 令和6年7月31日
- ・ 調査対象 県内中小企業1,800事業所 及び 大企業200事業所
- ・ 有効回答数 846件(有効回答率42.3%)

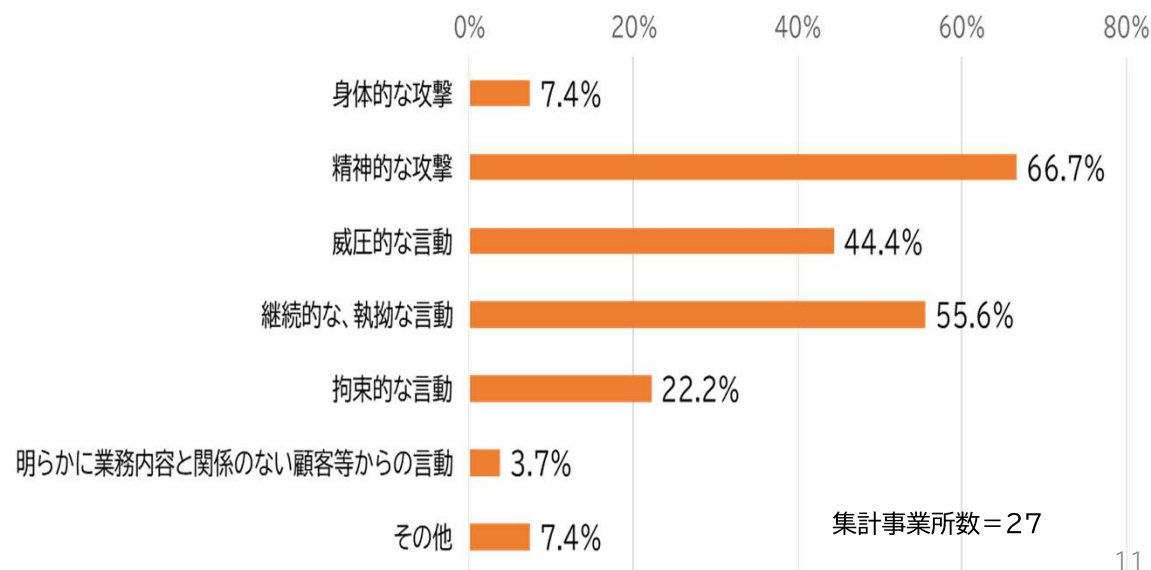
過去3年間のカスタマーハラスメントの 相談件数の推移 (中小企業)

相談件数の増減を把握していない企業が3割以上



相談件数が増加、あるいは変わらないが6割以上

カスタマーハラスメントの具体的な内容 (中小企業)

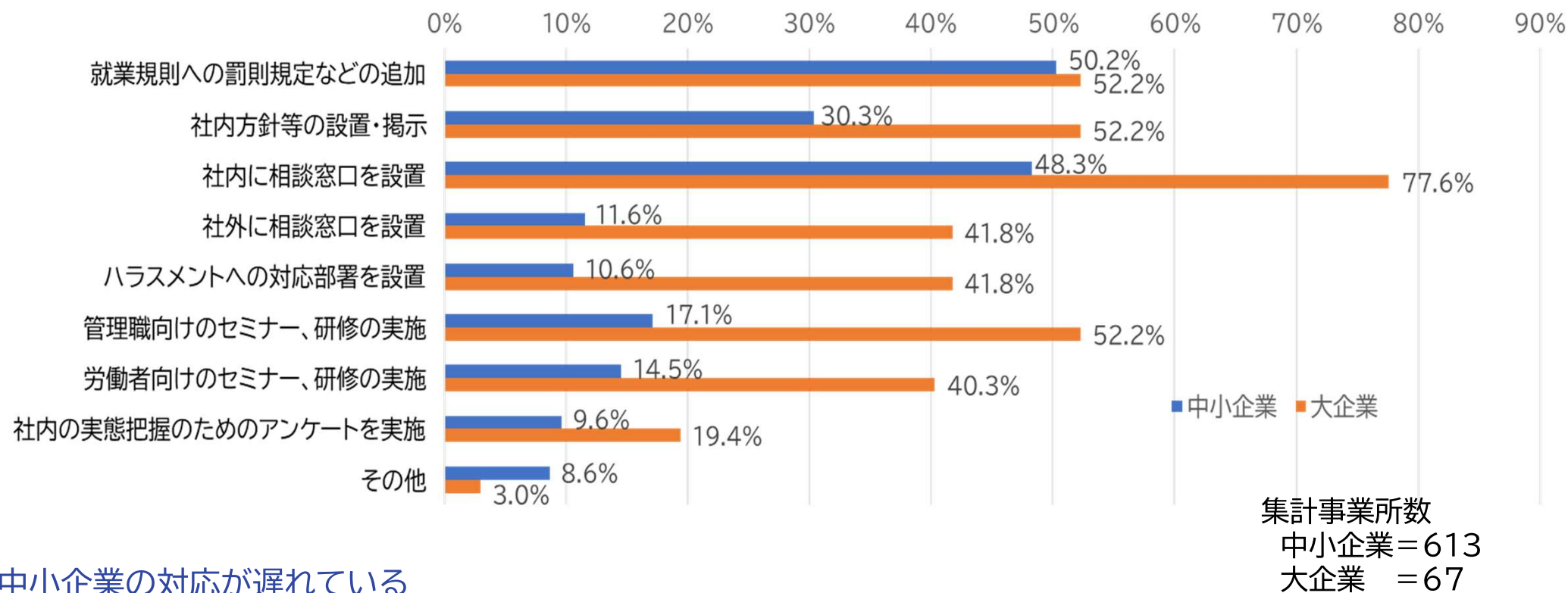


県内におけるカスタマーハラスメントの状況 ②

資料3

令和6年度 埼玉県就業実態調査(速報値)

ハラスメント対策の取組内容について(中小企業、大企業)
※すべてのハラスメント(パワハラ、セクハラ等も含む)



県内におけるカスタマーハラスメントの状況 ③

資料3

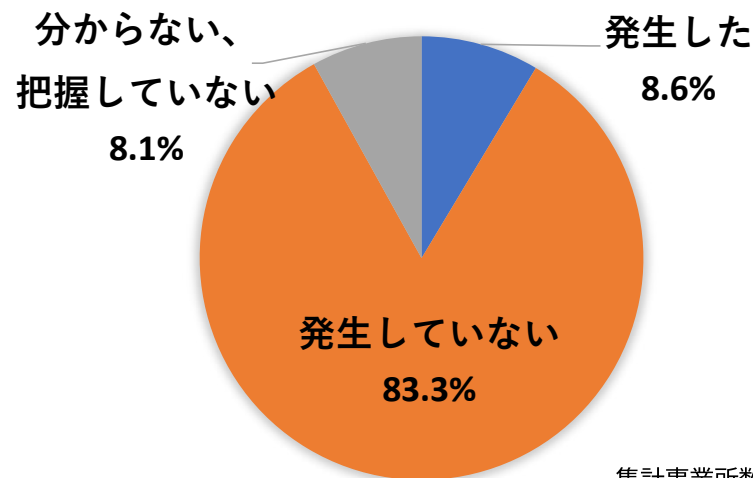
埼玉県四半期経営動向調査 令和6年10～12月期(速報値)

県内中小企業の経営動向を迅速・的確に把握し、産業労働施策を推進するための基礎資料とするために県内主要業界・業種の景況に関し、その現状と見通しに関する調査を実施

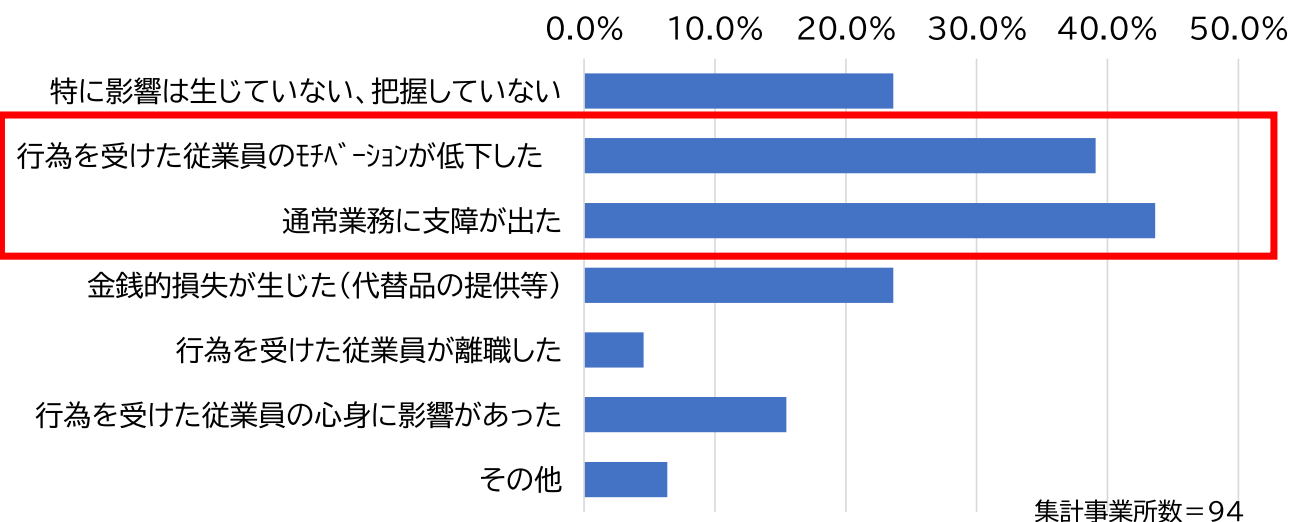
- ・ 調査時点 令和6年12月1日
- ・ 調査対象 県内中小企業2,200社
- ・ 有効回答数 1,279件(有効回答率58.1%)

過去3年間のカスタマーハラスメントの発生状況

発生していないと回答する企業が8割以上



(発生したと回答した企業) カスタマーハラスメントの行為による企業への影響



県内におけるカスタマーハラスメントの状況 ④

資料3

- 調査対象 34団体(書面ヒア28団体・訪問ヒア6団体) 回答数 33団体(書面ヒア27団体・訪問ヒア6団体)
- 調査実施期間 2024年11月28日～12月6日 赤字文字:訪問ヒアリング実施団体

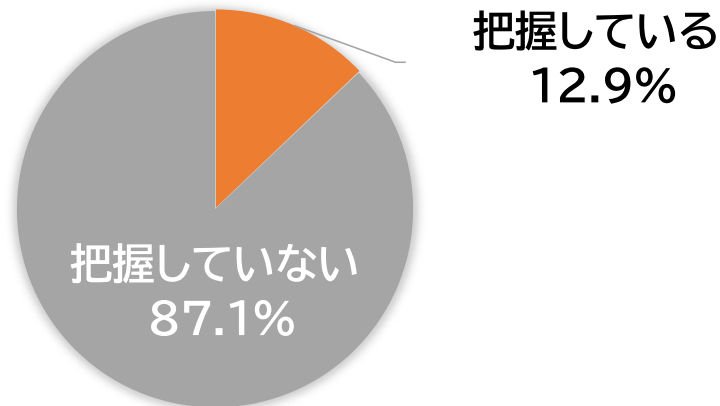
	回答のあった団体名(赤字は訪問ヒアリング実施団体)	団体数
医療	固有の団体名は非表示としております。	2
飲食サービス業		6
運輸		4
学習支援業		4
金融		1
建設業		3
卸・小売業		3
娯楽業		3
サービス業		1
宿泊業		1
生活関連サービス		5

県内におけるカスタマーハラスメントの状況 ⑤

資料3

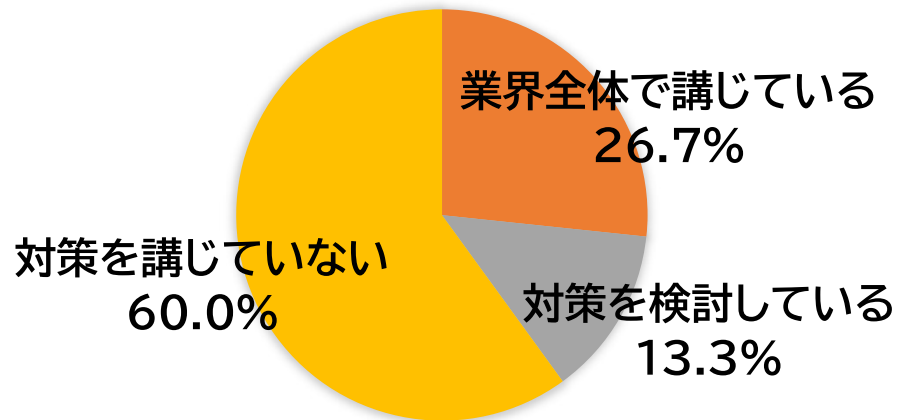
会員事業者のカスハラ被害の発生状況について

把握をしていない団体が9割弱



団体におけるカスタマーハラスメント対策について

対策を講じていない団体が6割



把握している内容

- 威圧的な言動(大声で責める等)
- 継続的な、執拗な言動(頻繁なクレーム等)
- 拘束的な言動(居座り等)

具体的な対策

- 業界マニュアルの整備(4件)
- 会員団体向け研修、セミナーの実施(3件)
- 全国組織において作成したポスターの掲示、相談体制の整備、団体としての対外的な意思表示(2件)
- 被害者へのメンタルヘルスケアの実施、理事会における体験実例の共有、全国団体における実態調査、約款の変更(1件)

対策を講じていない理由

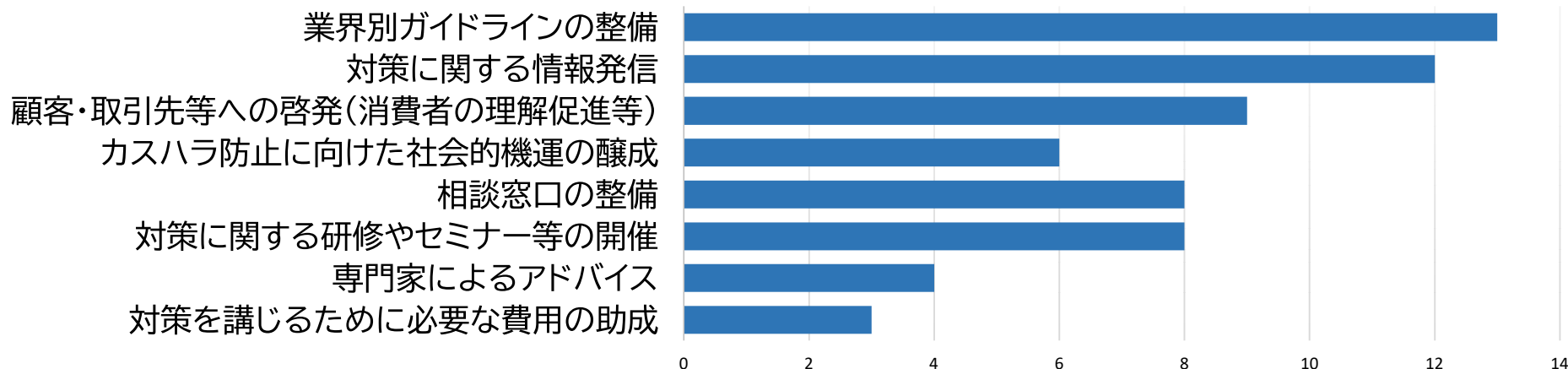
- 対策の必要性を感じていない(5件)
- 対策を講じるためのノウハウがない、対応するための適切な人材が業界団体にいない、ハラスメントに該当するかどうかの判断基準の設定が難しい(2件)
- 学校単位で対応(1件)

県内におけるカスタマーハラスメントの状況 ⑥

資料3

行政に期待すること

業界別ガイドラインの整備や対策に関する情報発信を求める声が多い



その他(カスハラの特徴、推奨される対策や取組)

固有の団体名は業種・業態に置き換えて表示しております。

カスハラの特徴

- 威圧的な言動、継続的・執拗な言動、業務内容と関係のない言動
- 名札着用に加えインターネット等の普及で個人が特定され、クレームの被害がある
- お酒を提供しているので、暴力的になる方も多い

学習支援業

医療

生活関連サービス

推奨される対策や取組

- 警備員を守るため、カスハラ対策について法定教育に取り入れたい
- 組合顧問弁護士のシール、チラシなどを全組合員に配布
- 仕上げに対しての双方の見解の相違が多く、早い段階での解決をめざしている。

サービス業

生活関連サービス

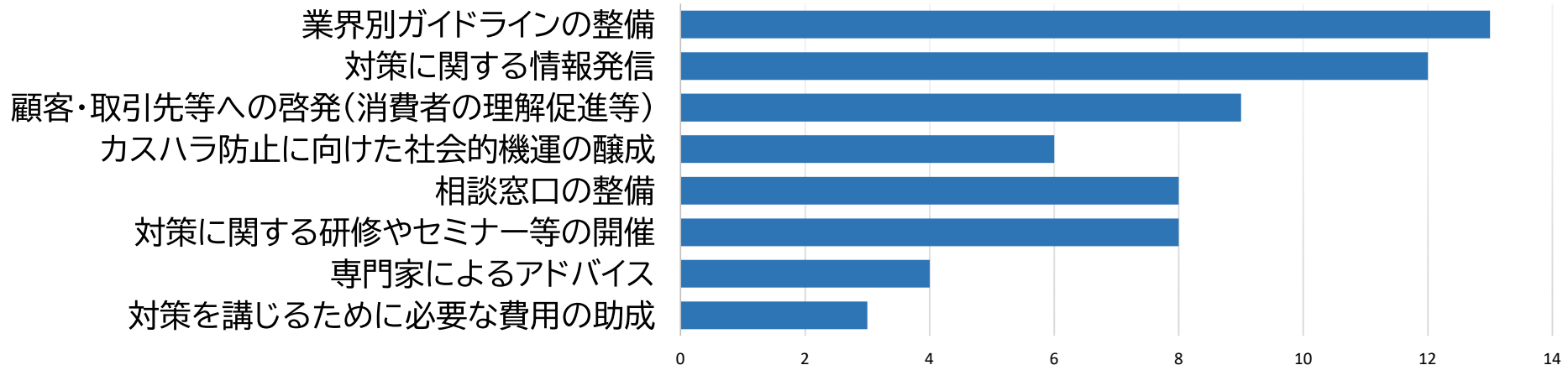
生活関連サービス

県内におけるカスタマーハラスメントの状況 ⑥

資料3

行政に期待すること

業界別ガイドラインの整備や対策に関する情報発信を求める声が多い



その他(カスハラの特徴、推奨される対策や取組)

カスハラの特徴

- 威圧的な言動、継続的・執拗な言動、業務内容と関係のない言動（**学習支援業**）
- 名札着用に加えインターネット等の普及で個人が特定され、クレーマーの被害がある（**医療**）
- お酒を提供しているので、暴力的になる方も多い（**生活関連サービス**）

推奨される対策や取組

- 警備員を守るため、カスハラ対策について法定教育に取り入れたい（サービス業）
- 組合顧問弁護士のシール、チラシなどを全組合員に配布（**生活関連サービス**）
- 仕上げに対しての双方の見解の相違が多く、早い段階での解決をめざしている。（**生活関連サービス**）

県内におけるカスタマーハラスメントの状況 ⑦

資料3

業種・業態	団体	主な意見等
小売業	固有の団体名は 非表示と しております。	・カスハラという言葉が出る前から難クレーム対応がある。 ・多いものは、長時間の拘束だが、時間の線引きが難しいという声が多い。 ・業界としてカスハラ防止ポスターを作成。会員企業に配布しているが、お客様第一という考えから、掲示を躊躇する企業もある。業界団体が作成することで、団体としての取組であることを訴えている。 ・厚労省事業で、マニュアル作成を進めている。 (行政に期待すること) ・法や条例に基づいてカスハラ対策を実施しているといえるようになるとよい。自社だけの取組では「ふざけるな」となる。 ・カスハラの定義付けや消費者への周知・啓発等に取り組んでももらいたい。
飲食サービス業		・カスハラという言葉が出る前からクレーム対応がある。 ・現状、カスハラよりも、無断キャンセルの方が痛手と感じている。 (行政に期待すること) ・お客様ありきの業界。個々の事業者任せではなく、国や県が主導して枠組みを作ってもらいたい。
宿泊業		・組合の運営自体に忙殺されており、カスハラの実態把握や対策を講じる余裕はない。 (行政に期待すること) ・カスハラが発生した際の対応策やカスハラ防止に関するPRをしていただきたい。 ・消費者心理を変えるようなPRをしてもらいたい。

県内におけるカスタマーハラスメントの状況 ⑧

資料3

業種・業態	業界	主な意見等
運輸	固有の団体名は 非表示と しております。	・業界としてカスハラ基本方針、マニュアルを作成している。マニュアルには、事業者として「相談窓口を設置すること」や「従業員のケアを措置を講じること」等を記載。 ・各社ごとにカスハラの判断が異なり曖昧な状況である。 ・同じ事象でも基準が明確にできないと現状調査の意味をなさず、調査実施に際しての壁となっている。 ・一部の加盟企業は、独自のマニュアル策定に着手していることを把握している。 (行政に期待すること) ・対策に関する情報発信、定義付けや警察・弁護士を使う基準策定 ・消費者教育
建設業		・カスハラの行為者として想定されるのは、公共事業の発注者や工事現場の近隣住民等 (行政に期待すること) ・下請け、孫請けや中間業者に対してカスハラ被害がある可能性があるとする、そのような声もカスハラに含めてもらえるとありがたい。
娯楽業		・県民から威圧的な言動や長時間の拘束を受けることはあるが、日常茶飯事のトラブルのひとつであり、業務の範囲内という認識。 ・カスハラ対策の必要性を感じておらず、マニュアル作成もしていない。 ・施設によって対策に温度差がある。 (行政に期待すること) 常連のクレーマーに対する対応策。どこまで行政として受けるかの線引き等があると助かる。

- 1 カスタマーハラスメントの状況（資料1）
- 2 国の動向、他自治体の動向（資料2）
- 3 県内におけるカスタマーハラスメントの状況（資料3）
- 4 本県の取組（資料4）
- 5 本日特に御助言をいただきたい事項（資料5）

令和6年9月 埼玉県議会 知事答弁

【質問要旨】 水村篤弘議員・一般質問

カスタマーハラスメント対策の推進について

- ・ 防止条例制定やガイドライン作成などを視野に入れた検討部会を立ち上げ、消費者への教育も含めて、カスタマーハラスメント対策に総合的に取り組んでいくべきだ考えるが、見解を伺う。

【知事答弁要旨】

- 顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントは、働く人の安全を脅かす重大な人権侵害であるとともに、事業活動へも影響を及ぼすものであり、その**防止は社会全体で取り組むべき課題**と認識している。
- 県においては、経営者にカスタマーハラスメント対策の重要性を認識していただくため、対策のポイントをまとめた動画を作成し、9月から、県ホームページで公開するとともに、事業者向けの公式LINEを活用し、周知を図っている。
- 12月には、埼玉県公労使会議の枠組みで、経営者向けセミナーや個別相談会を開催し、国や経済団体、労働団体等と連携して、企業の取組を支援していく。
- カスタマーハラスメントは、小売業、医療や福祉、公共交通機関、学校現場等、**幅広い業種・業態で見られることが指摘されており、その実態は様々**である。
- 業界によって求められる基準が異なることや、単独では対策を講じることが難しい小規模事業者もあることから、ガイドライン策定に向けた、業界ごとの事例の収集が必要であるとする。
- 同時に、**消費者の理解を促進**し、カスタマーハラスメントをなくしていくという**気運を醸成することも重要**。
- 県としては、法整備に向けた国の動向を注視しつつ、**業界団体や有識者等の意見を聴きながら、条例制定も視野に入れ**、検討会議を設置し、全庁一丸となって、総合的な取組を検討してまいらる。

埼玉県カスタマーハラスメント防止対策連絡会議

カスタマーハラスメント防止対策に関する県の施策の検討及び推進を図るため、副知事をトップとした、関係部局長で構成される連絡会議を設置。条例制定を視野に入れた具体的な検討を行う。

【組織】議長(副知事)、副議長(産業労働部長)

企画財政部長、総務部長、県民生活部長、福祉部長、保健医療部長、県土整備部長、都市整備部長、教育局副教育長、警察本部総務部長

■ 第1回(令和6年11月8日 開催)での主な意見

- カスハラの実義は難しい。条例を制定する場合には、罰則の有無について、県が目指するのはどこか。
- 消費者の理解促進、機運醸成に向けた働きかけが今後も必要。
- 福祉業界はカスハラ事例が非常に多い。職員の離職につながり、利用者サービスの低下につながる。
- 令和4年のふじみ野市医師殺害事件を受け、職員向けの相談窓口設置、弁護士による研修を実施。
- 公園関係はクレームが非常に多い。クレームなのか、カスハラなのか範囲が広すぎて線引きが難しい。
- 度を越えたクレームは教育現場等で幅広く起きている。検討の中に教育現場を入れてもらいたい。
- 暴行、脅迫、不当な要求は刑法に問われる。犯罪行為に該当するかどうか躊躇せずに相談することが必要。

今後の検討 ポイント

- どこからがカスタマーハラスメントに該当するかなど、線引きをどう考えるか。
- 学校現場を含めるかなど、カスタマーハラスメントの範囲をどう考えるか。
- すでに対策が進んでいる福祉分野や保健医療分野の取組を、全体的な対策の中にどのように包含していくか。
- 条例やガイドラインにより対策を行う場合、消費者の権利等とのバランスをどのように取るか。
- 消費者への意識啓発や、警察等との連携をどのように進めていくか。

本県の取組(各部局における主な取組 ①)

資料4

	項目	取組概要	実績
総務部	研修の実施	各課所のハラスメント防止対策員を対象とした研修において、新たにカスタマーハラスメントを項目として追加	参加人数487名
県民生活部	消費者への啓発	『「消費者が意見を伝える」ための3つのポイント』リーフレットの配布等	市町村、金融機関を通じた配布、ラジオCM放送実施
福祉部	研修の実施	介護職員研修におけるハラスメント対策研修の実施	R6年度2回実施 参加人数:308名
産業労働部	研修の実施	カスタマーハラスメント防止対策に関するセミナー実施及び動画配信、ハラスメント月間における取組	対面セミナー参加者数42名 動画視聴数 828回
保健医療部	研修の実施	訪問看護師のカスタマーハラスメント対策研修の実施	R6年度2回実施 参加人数:50名
都市整備部	マニュアル作成	各県営公園指定管理者における顧客対応やクレーム対応マニュアルの作成等	
教育局	法的な助言	スクールロイヤーへの個別相談体制整備	
教育局	その他助言	学校問題解決支援コーディネーターの配置	
そのほか		吊り下げ名札について、各所属の判断で、記載方法の見直し(例えば名字だけを記載する等)が可能である旨を周知	
		クレーマー等困難相談者情報の共有、窓口の複数人対応	

本県の取組(各部局における主な取組 ②)

資料4

福祉部

埼玉県介護・障害福祉事業所等暴力・ハラスメント相談センターの設置

ハラスメントに関する介護職員からの悩み等に関する相談窓口を設置(令和4年度～)

【相談実績】

令和4年度 46件(介護38件、障害8件、令和4年12月～令和5年3月末)

令和5年度 100件(介護76件、障害24件)

令和6年度 76件(介護64件、障害12件、11月末現在)

【主な相談内容】

(介護・障害ともに) 精神的暴力に関すること



怖い、不安など困ったときは、まずはお電話ください。

埼玉県介護・障害福祉事業所等暴力・ハラスメント相談センター

利用者やそのご家族などからの暴力や虐待、ハラスメント行為などでお困りの際はご相談ください。

利用者から怒鳴られたり、叩かれたりしている
利用者から無理難題を言われる
利用者から暴力や虐待を受ける
利用者から暴力や虐待を受ける

相談対象
県内の訪問介護・訪問看護事業所や、介護施設、障害児者施設等の職員等

相談内容
利用者・利用者家族等からの暴力・ハラスメント等に対する対応方法など

連絡先 ☎ 048-783-5263
※WEBからのご相談いただけます(QRコードから)

相談時間 月～金曜日 9:00～17:00
(ただし、夜間・年末年始(12/29～1/3)は除く)
※WEBからのご相談は24時間毎日受付

委託先 埼玉県福祉部高齢介護課・障害者支援課
受託運営 株式会社ウィ・キャン

保健医療部

埼玉県医療機関等暴力・ハラスメント相談センターの設置

県内の医療機関等から、患者やその家族等の暴力行為、迷惑行為やハラスメント等について相談を受ける専用相談窓口を設置(令和4年度～)

(令和6年4月1日から相談対象を在宅医療機関等から県内の医療機関等に拡大)

【相談実績】

令和4年度 6件(精神的暴力 4件、その他2件)

令和5年度 21件(精神的暴力13件、その他8件)

令和6年度 43件(精神的暴力26件、その他17件、11月末現在)

【主な相談内容】

精神的暴力に関すること



令和6年4月1日から相談対象拡大！

埼玉県医療機関等暴力・ハラスメント相談センター

患者やそのご家族などからの暴力や虐待、ハラスメント行為などでお困りの際は、お気軽にご相談ください。

怒鳴られたり、叩かれたり。
無理難題を言われる。
医療従事者から暴力や虐待を受ける。
医療従事者から暴力や虐待を受ける。

相談対象
県内全ての医療機関等(病院、診療所、歯科診療所、薬局、認定・支援ケアステーションの職員等)

相談内容
患者、患者家族等からのハラスメント、暴力行為、迷惑行為等への対応方法など(相手との話し方や警察への通報時の留意点など)

相談先電話 ☎ 048-783-5224
※WEBからのご相談いただけます
<https://health-media.com/consultation/medical.html>
※相談料：無料(通話料は有料)

相談時間 月～金曜日 9:00～19:00
(ただし、夜間・年末年始(12/29～1/3)は除く)
※WEBからのご相談は24時間毎日受付

委託先 埼玉県
受託運営 株式会社ウィ・キャン

- 1 カスタマーハラスメントの状況（資料1）
- 2 国の動向、他自治体の動向（資料2）
- 3 県内におけるカスタマーハラスメントの状況（資料3）
- 4 本県の取組（資料4）
- 5 本日特に御助言をいただきたい事項（資料5）

- 1 それぞれの業界・団体におけるカスタマーハラスメントの実態や防止対策について
- 2 主な論点について
 - 条例制定の有効性について
 - 改正が見込まれる労働施策総合推進法とあいまったカスタマーハラスメント防止対策について
 - 顧客等による苦情や意見は、サービスの改善や新たな商品の開発にもつながることから、消費者の権利保護とカスタマーハラスメント対策の両立について
 - 業種・業態によって、カスタマーハラスメントの内容が異なるため、事業者と業界団体が一体となった防止対策について
 - 零細事業者や個人事業主(一人親方)のカスタマーハラスメント防止対策について等
- 3 県が行うべき支援等について

【参考】埼玉県の状況

参考資料

■ 人口【県統計課：埼玉県推計人口・令和6年11月1日現在】国勢調査：令和2年10月1日現在の埼玉県人口は734万4,765人(全国5位)

人口	世帯数
7,330,697人（男 3,635,155人 / 女 3,695,542人）	3,324,928世帯（1世帯当たり人員 2.20人）

■ 企業数【中小企業庁：2024年版中小企業白書-付属統計資料6表(事業内容不詳分除いた民営非農林漁業)】

内容	企業数	大企業数 (企業数における 構成比)	中小企業数 (企業数における 構成比)	うち小規模企業 以外の数	うち小規模企業数
	150,341	228(0.2%)	150,113(99.8%)	20,475(13.6%)	129,638(86.2%)
全国順位	5位	8位	5位	7位	5位

※平成26年経済センサス-基礎調査及び平成24年・平成28年・令和3年経済センサス-活動調査の再編加工

※白書での企業数とは、会社数＋個人事業所(単独事業所及び本所・本社・本店事業所)

※中小企業とは、常用雇用者300人以下(卸・サービスは100人以下、小売は50人以下)、又は資本金3億円以下(同1億以下、5千万以下)

※小規模企業とは、常用雇用者20人以下(卸・小売・サービスは5人以下)

■ 製造業【経済産業省：令和3年経済センサス活動調査】

内容	事業所数	従業者数(人)
	10,102	379,482
全国順位	3位	4位

※R3年6月1日現在の数値

■ 小売業【経済産業省：令和3年経済センサス活動調査】

内容	事業所数	従業者数(人)
	37,716	382,556
全国順位	5位	5位

※「令和3年経済センサス活動調査 確報集計_事業所に関する集計(都道府県) 第1表」より 27

委員名簿

(敬称略)

氏 名	所属団体・役職等
あんど う ひろし 安藤 宏	埼玉県中小企業団体中央会 専務理事
いけうち ひろみ 池内 裕美	関西大学社会学部 教授
うしおだ はなえ 潮田 花枝	埼玉県老人福祉施設協議会 副会長（社会福祉法人愛の泉理事長）
おおたか わくり 大高 和久里	埼玉労働局 雇用環境・均等部長
こうづき ゆうき 上月 裕紀	うららか法律事務所所属弁護士
こばやし たかあき 小林 孝彰	連合埼玉 副事務局長
さ の よしかつ 佐野 義克	株式会社パレスエンタープライズパレスホテル大宮 取締役販売促進支配人 (埼玉県経営者協会 推薦)
しまだ きょうこ 島田 恭子	一般社団法人 ココロバランス研究所 代表理事
ひろた よしこ 廣田 美子	埼玉県消費者団体連絡会 幹事 さいたま市消費者団体連絡会 代表
まつもと まさひこ 松本 眞彦	埼玉県医師会 常任理事（医療法人真幸会草加松原整形外科医院長）